

市政をゆがめる北口議員の不当な圧力 市民に開かれた場で、全容の解明を

北口和皇議員の不当要求について調査する特別委員会は、昨年 12 月に発足し、これまで 6 回開催されました。

【第 1 回】発足

【第 2 回】設置目的を確認し、市執行部より不当要求行為と認められた 27 件の事案について説明を聴取

【第 3 回】政治倫理審査会の伊藤洋典委員長を参考人招致し、意見を聴取しました。

【第 4 回】地元白山校区の交通指導員委嘱に同意せず 2 年間空白に、市に権限のない診療所増床を執拗に要請など、長時間職員を拘束し、暴言・圧力の限りを尽くした実態が明らかになりました。

【第 5 回】江津湖に関する 5 事案で、江津湖に漁業権を持つ「熊本市漁協」代表理事や「熊本県内水面魚業協同組合連合会」会長の立場を利用し、市に不当な圧力をかけた実態が明らかになった。

【第 6 回】北口議員が役員を務める「熊本市漁協」や「熊本県内水面魚業協同組合連合会」に、毎年数百万円の業務委託を行っていた事実が判明。当時、いずれの団体も事務所は北口議員の自宅に。

次回の第 7 回委員会は、ぜひ傍聴を！

8 月 30 日（水）午前 10 時より、議会棟 5 階特別委員会室

* 共産党市議団は、直接傍聴を要望

「熊本市政治倫理をたずねる会」より陳情も出されており、モニターでなく委員会の直接傍聴を、委員の協議の場で要請しました。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホームページ：共産党 熊本市議団

熊本市中央区手取本町 1 - 1 議会棟

NO. 1060

2017 年 8 月 20 日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

検索

2017 年 9 月議会 やまべひろし議員が一般質問を行います

日時：8 月 31 日（木）午後 2 時～4 時まで

場所：市役所議会棟 2 階・予算決算委員会室

* 傍聴は、市役所 1 階ロビー北側および、
4 階モニター室でモニター傍聴できます。

* インターネットでの同時中継は、市役所 HP で視聴できます。



【質問項目】

- 熊本地震の現状と課題
(支援制度の打ち切り、住まいの再建と確保、ほか)
- 高すぎる国保料、都道府県単位化の問題
- 立野ダム問題 • 核兵器禁止条約について ほか

地震被災で本会議場が使用できないため、予算決算委員会室での開催です。傍聴は、モニターやインターネット中継となります。

(控室から)
球友の追悼試合

なすまどか



1 年前の 8 月、高校時代に野球部で苦楽を共にした親友が亡くなりました。何もせずにアウトになる「見逃し三振」を嫌い、不器用だけどひたむきに野球に向き合う姿は、同級生のみならず多くの後輩からも慕われていました。

そんな彼を偲び、一周忌にあたる今年のお盆に追悼試合が行われ、私も参加しました。

地区の予選大会や練習試合などを行っていた球場に、久しぶりに集まった野球部。当時の 2 年生や 1 年生、マネージャーも駆けつけてくれました。高校時代のユニフォーム、社会人になってからのユニフォームなど、ユニフォームこそバラバラですが、ともに白球を追った高校時代を思い出し、再び野球ができる喜びを感じました。

午後 2 時、炎天下のなか始まった試合。肌突き刺さるような日差しが、野球に打ち込んだ高校時代の記憶を呼び起こしてくれます。当時は、私がセンターで、彼がライト。アウトカウントの確認や守備位置の指示など、お互い声を掛け合った風景が、次々と頭に浮かびました。

とはいえ、体は正直です。当時とは比べものにならないほど低下した体力。曲がらない体。息をあげながら、野球を楽しむおじさん達の姿を、彼もきっと笑いながら見てくれていたことでしょうか。

「また、一緒に野球をやろう」——彼への思いが込み上げてくる追悼試合でした。

熊本地震から1年4カ月

被災者の現状と復興に向けた課題

熊本地震から1年4カ月がたちました。熊本市のり災証明発行件数は、13万3956件となり、全壊5750件、大規模半壊8937件、半壊38576件、一部損壊80599件（今年7月時点）と多くの住宅が被害を受けました。約1万世帯が、仮設住宅・みなし仮設住宅での生活を余儀なくされています。また、屋根にブルーシートが残された家屋も多く、住家の再建や修繕に着手できない被災者も多く残されています。本格的な復興はこれからです。被災者の現状に寄り添った支援や復興の取り組みが求められます。

現在も発行されるり災証明、打ち切られる支援制度

今年4月から7月までのり災証明発行件数

受付件数(1次調査)	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
7855	33	42	873	7471

震災から1年以上たった現在も、り災証明は発行されています。結果が納得できず再調査を行ったり、そもそもり災証明の手続きを知らなかったりと理由は様々です。今年4月から7月まで発行されたり災証明は、全壊33件、大規模半壊42件、半壊873件、一部損壊7471件。

しかし、被災者への支援制度のなかには、すでに受付が終了

し、り災証明が出たけれど支援が受けられない事態も生まれています。

例えば、仮設住宅やみなし仮設住宅への入居、市県民税の減免は、受付が終了しており、条件を満たしていても、支援を受けることができません。行政側の都合で、支援の期限を区切るのではなく、全ての被災者が等しく支援が受けられるよう改善が求められます。

住まいの再建と確保まで仮設入居期間の延長を！

仮設住宅やみなし仮設住宅の入居期間は2年間となっています。入居から約1年が経過しましたが、2割から3割の入居者が、仮設退去後の住宅の見通しが立っていない状況です。

共産党の聞き取り調査でも「住宅を建て直すにも、資金がない」「家は全壊。土地を売って賃貸に住もうと思っているが、宅地も被害を受けていて売れない」など、不安の声が寄せられました。また、みなし仮設入居者は、「家賃が6万



円の部屋に入っているが、期限が来た時には家賃が払えない。」など、悩みを寄せています。仮設退去後の住まいが確保されるまで、入居期間を延長するなど、実態に即した対応が必要です。

災害復興住宅の整備や家賃補助制度を！

現在、熊本市は南区を中心に災害復興住宅（公営住宅）を150戸（今後は増設する方針）整備する計画です。しかし、熊本市の調査では、約1000世帯の仮設入居者が災害復興住宅

の入居を望んでいることが明らかになっています。ニーズに見合った整備とともに、民間の賃貸住宅への家賃補助制度など、住まい確保に向けた取り組みを進めるべきです。

特措法や支援の拡充など国や県にも働きかけを進めます

国の全額負担で復興を進める特別措置法の制定、生活再建支援金の増額、一部損壊世帯への支援創設など、国や県に対しても、引き続き実現を求め、働きかけていく決意です。お困りごとやご相談などありましたら、日本共産党熊本市議団までお寄せください。

連絡先:328-2656 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp